

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク

危機管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク（以下、当財団と言う。）における危機管理に関して必要な事項を定め、もって危機の未然防止及び当財団の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当財団の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「危機」とは、当財団に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべてのものとし、次の事象などを指すものとする。

- (1) 信用の危機 不全な公益活動や欠陥のある情報の提供等によるイメージの低下
- (2) 財政上の危機 収入の減少や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- (3) 人的危機 労使関係の悪化や役員間の内紛や代表者の承継問題等
- (4) 外部からの危機 自然災害や事故、インフルエンザ等の感染症及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
- (5) その他上記に準ずる緊急事態

第2章 役職員の責務

(基本的責務)

第4条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款及び当財団の定める規程など、危機管理に関するルールを遵守しなければならない。

(危機に関する措置)

第5条 役職員は、危機を積極的に予見し、適切に評価するとともに、当財団にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

- 2 役職員は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、上位者に対し当該業務において予見される危機を進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

(危機発生時の対応)

第6条 役職員は、危機が発生した場合には、これに伴い生じる当財団の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

2 役職員は、危機発生後、速やかに上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、上位者の指示に従う。

3 役職員は、危機に起因する新たな危機に備え、前条の措置を講ずる。

(危機の処理後の報告)

第7条 役職員は、危機の処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

(クレームなどへの対応)

第8条 役職員は、口頭又は文書により会員・取引先・顧客などからクレーム・異議などを受けた場合には、それらが重大な危機につながるおそれがあることを意識し、直ちに上位者に報告し、指示を受ける。

2 上位者は、クレーム・異議などの重要度を判断し、関係部署と協議の上、対応しなければならない。

(対外文書の作成)

第9条 役職員は、対外文書の作成については常に危機管理を意識し、上位者の指示に従うとともに、その内容が第3条第1項第1号の信用の危機を招くものでないことを確認しなければならない。

(守秘義務)

第10条 役職員は、この規程に基づく当財団の危機管理に関する計画・システム・措置などを立案・実施する過程において知り得た当財団及びその他の関係者に関する秘密については、社内外を問わず漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第11条 第3条第1項第4号の外部からの危機による危機等が発生し、当財団をあげた対応が必要である場合（以下「緊急事態」という。）は、理事長を統括管理者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第12条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事件によって、当財団及びその事業所、又は役職員等にもたらされた急迫の事態をいう。

(1) 自然災害

- ① 地震、風水害などの災害

(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
② 当財団の公益活動に起因する重大な事故
③ 役職員にかかる重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

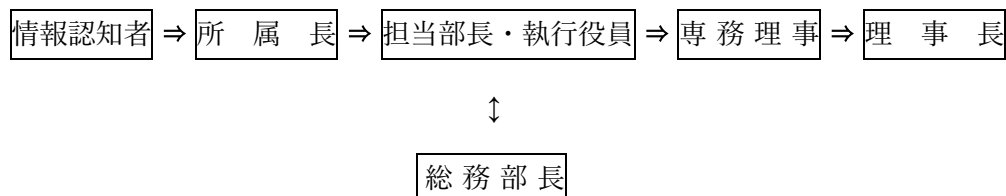
- ① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝等並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃
② 当財団の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査
③ 内部者による背任、横領等の不祥事

(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。

2 通報は、原則として以下の経路によって行うものとする。



3 通報に当たっては、迅速さを最優先する。したがって、前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それを越えて次の通報先へ通報することとする。また、きわめて緊急の場合は、直接通報先のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置をとることを要する。

4 第2項に定める経路による通報のほか、必要あるときは、総務部長により関係部署・関係機関に速やかに通報することを要する。

5 正確な情報を待つために通報が遅れるようなことがあってはならない。そのような場合は、情報の正確度を付し、適時中間通報を行うことを要する。

(情報管理)

第14条 緊急事態発生 of 通報を受けた理事長は、情報管理上の適切な指示を行う。

(緊急事態発生時の対応基本方針)

第 15 条 緊急事態発生時においては、当該事態についてその発生部門において、次の各号に定める基本方針に従い、対応することとする。ただし、次条に定める緊急事態対策本部が設置される場合は、同本部の指示に従い、協力して対応することとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ① 人命救助を最優先とする。
- ② (必要に応じ)官公署へ連絡する。
- ③ 災害対策の強化を図る。

(2) 事 故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大事故
 - ・ 人命救助と環境破壊防止を最優先とする。
 - ・ (必要に応じ)官公署へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
- ② 当財団の公益活動に起因する重大事故
 - ・ 顧客、関係者の安全を最優先とする。
 - ・ (必要に応じ)官公署へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
- ③ 役職員等にかかる重大人身事故
 - ・ 人命救助を最優先とする。
 - ・ (必要に応じ)官公署へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症

- ・ 人命救助と伝染防止を最優先とする。
- ・ (必要に応じ)官公署へ連絡する。
- ・ 予防並びに再発防止を図る。

(4) 犯 罪

- ① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫などの外部からの不法な攻撃
 - ・ 人命救助を最優先とする。
 - ・ 不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。
 - ・ 再発防止を図る。
- ② 当財団の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査
 - ・ 真実を明らかにする。
 - ・ 再発防止を図る。
- ③ 内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事
 - ・ 真実を明らかにする。

- ・(必要に応じ)官公署へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

- ① 緊急事態に応じ上記に準じた対応をする。

(緊急事態対策本部の設置)

第 16 条 特定の緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合は、緊急事態対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

(対策本部の構成)

第 17 条 対策本部の本部長は理事長とする。

- 2 対策本部は、役職員の中から、本部長が必要と認める人員で構成する。

(対策本部会議の開催)

第 18 条 対策本部会議は、招集後直ちに、出席可能な者の出席により開催する。

(対策本部の実施事項)

第 19 条 対策本部の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集・確認・分析
 - (2) 応急処置の決定・指示
 - (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
 - (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
 - (5) 対財団内連絡の内容、時期、方法の決定
 - (6) 対策本部からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
 - (7) 対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認
 - (8) その他、必要事項の決定
- 2 南海トラフ巨大地震又はそれに類する事態（以下「南海トラフ巨大地震等」という。）が発生した場合又は発生が予想される場合は、別途定める「防災マニュアル」に従うものとする。

(役職員への指示・命令)

第 20 条 対策本部長は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

- 2 役職員は、対策本部長から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第 21 条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。

2 報道機関への対応は、専務理事とする。

(届 出)

第 22 条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確、かつ迅速に所管官公庁に届け出る。

2 所管官公庁への届出は、専務理事がこれを行う。

3 専務理事は、所管官公庁への届出の内容について、予め理事長の承認を得なければならない。

(理事会への報告)

第 23 条 対策本部は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。

(1) 実施内容

(2) 実施に至る経緯

(3) 実施に要した費用

(4) 懲罰の有無及び体罰があった場合はその内容

(5) 今後の対策方針

(対策本部の解散)

第 24 条 緊急事態が解決し、かつ再発防止策が効力を発揮したとき、対策本部を解散する。

第 4 章 懲戒等

(懲 戒)

第 25 条 次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。

(1) 危機の発生に意図的に関与した者

(2) 危機が発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者

(3) 危機の解決について、当財団の指示・命令に従わなかった者

(4) 危機の予防、発生、解決等についての情報を、許可なく外部に漏らした者

(5) その他、危機の予防、発生、解決等において当財団に不都合な行為を行った者

(懲戒の内容)

第 26 条 前条の懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条及び次条において同じ。）

又は職員の情状により次のとおりとする。

- (1) 役員については、戒告に処することがある。ただし、自主申告による報酬減額を妨げない。また、理事会の決議により、その情状に関する情報を役員等候補選出委員会に提供することができる。
- (2) 職員については、就業規則に従い戒告、減給、諭旨退職、又は懲戒解雇とする。

(懲戒処分の決定)

第 27 条 前条の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については理事長が行う。

第 5 章 雑 則

(緊急事態通報先一覧表)

第 28 条 総務部は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、これを関係者に周知徹底しなければならない。

- 2 一覧表は、少なくとも 1 年に 1 回点検の上、必要に応じて修正する等、常に最新のものとするように努めなければならない。

(一覧表の携帯等)

第 29 条 役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常時その所在又は通報先を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項に規定する者を除く関係者も、緊急事態発生時の通報先を常に把握しておかなければならない。

(改 廃)

第 30 条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、2025 年 9 月 16 日から施行する。

なお、2013 年 11 月 1 日制定の「危機管理規程」は、この規定の施行をもって廃止する。